

城陽市介護人材育成支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、主任介護支援専門員研修を受講するための費用の一部について、城陽市補助金等の交付に関する規則及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で城陽市介護人材育成支援補助金を交付し、市内の介護保険サービス事業所等における介護人材の育成を支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 介護保険サービス事業所等 次に掲げる事業所又は施設をいう。
 - ア 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条及び第8条の2に規定する事業（福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除く。）を行う者。
 - イ 介護保険法第115条の45第1項に規定する第1号事業を行う者。
- (2) 主任介護支援専門員研修 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修をいう。
- (3) 受講料等 主任介護支援専門員研修の受講料（教材費を含む）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 申請日時点において、市内の介護保険サービス事業所等に勤務する者で、研修修了後においても、5年以上継続して勤務する意志のある者
- (2) 令和7年4月1日以降に実施された主任介護支援専門員研修を修了してから1年以内であり、研修費用の支払いが済んでいる者

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、主任介護支援専門員研修の受講料等の額（他の制度等から受講料等の助成を受けているときは、受講料等から当該助成の対象となる額を控除した額）の2分の1の額とする。

- 2 補助金の額は、24,000円を限度とする。
- 3 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 4 補助金の交付は1人につき、1回限りとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」）は、別に定める申請書に次に掲げる書類を添付し、提出しなければならない。

- (1) 研修修了を証する書類の写し
- (2) 補助対象経費に係る領収書等の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の適否を決定し、申請者に通知するものとする。

(交付の請求)

第7条 前条により補助金の交付の決定を受けた者は、別に定める請求書を提出し、補助金支払いの請求をするものとする。

(補助金の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた者があるときは、その者から当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和6年7月31日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年4月28日から施行する。